の世帯を対象として、順次個 およびご家族全員が75歳以上 すもす手帳」が改訂されました。

65歳以上の1人暮らしの方

社会福祉協議会

別配布される予定です。

これ以外の方でご希望の場

**鳳齢者お役立ち情報誌** 

# 低所得世帯支援給付金(10万円)を支給します 物価高騰による負担増を踏まえ、非課税の方」で構成される世帯

令和5年度住民税均等割のみ課 税世帯に対し、低所得世帯支援給 付金(1世帯当たり10万円)を支

▶対象=令和5年12月1日(基準日) において本市に住民票があり、令 和5年度分の住民税が「均等割の み課税されている方」または「均 匣・ 間 社会福祉課社会福祉班 等割のみ課税されている方と住民税

▶申込方法=市から送付した確認書 を、同封の返信用封筒で返送

※令和5年1月2日以降に本市に転 入した方、令和5年度分住民税 未申告の方がいる場合は、問い 合わせください。

▶申込締切=5月31日俭(消印有効)

**2**0475(70)0330

# 低所得世帯支援給付金に係る 子ども加算(5万円)給付について

当面症状の急変は認められな

病気の回復期に至って

集団保育が 病児保育

> ホームページの専用フォ ▼申込方法=あひる保育

病児対応型病児保育とは、

※市外住民は3,500

定員=2人/日

は住民税均等割のみ課税世帯のう ち、18歳以下の児童を扶養している 世帯の世帯主に対し子ども加算(児 童1人当たり5万円)を支給します。

▶対象=令和5年12月1日(基準日) において本市に住民票があり、令和 5年度分の住民税が「非課税の方」 「均等割のみ課税されている方」ま たは「均等割のみ課税されている方 と住民税非課税の方」で構成される 世帯の世帯主

▶申込方法=市から対象世帯の世帯

小中770番地)

実施場所=あ

ひる保

育

対象=

0歳~小学6年生

問子育て支援課保育班

詳細は問い合わせください。 31日金をもって終了します。

**2**0475(70)0347

保育時間=月~金8時3分

利用料=2,500円/日

**2**0475(72)7566

あひる保育園

る事業です

の専用スペースでお預かりす

※市外の病児保育施設の利用

料に対する助成金は、5月

から申し込み

困難なお子さんを、 いないことから、

令和5年度住民税非課税世帯また | 主宛に送付した確認書を、同封の返 信用封筒で返送

※確認書は4月24日から順次発送し ています。

※令和5年1月2日以降に転入した 方、令和5年度分住民税未申告 の方がいる場合、同一世帯では ないが世帯主と生計が同一である 児童がいる場合は、問い合わせ ください。

▶申込締切=8月31日(土)(消印有効) 申·問社会福祉課社会福祉班

**☎**0475(70)0330

令和6年4月

から市内

で病児保育

病児対応型) が利用可能になりまし

理美容、クリーニング集配、出支援、家事支援・生活支援、 り、居場所、ペ 高齢者にやさし 訪問マッサージ、自転車・自 修理、

し

の委嘱を受け、

人々の間に正



0475(72)

共施設に備えてありますの 合は、市役所および市内各公

お持ちください。

弁当や食料品の配達、移動販

日用品・灯油の配達、外

掲載されている主な内容

9 -ムページ)

※社会福祉協議会のホ ビス・相談窓口など。 ページでもご覧いただけます。

活を送る上で助けとなるサー

高齢者の皆さんが日々の生

見守り、医療機関、公共のサ

こすもす手帳改訂版」ができました

# 「民生委員・児童委員の日」活動強化週間

毎年5月12日~18日は民生委員・児童委員の存在 や活動を広く知っていただくための活動強化週間です。

民生委員・児童委員は法律に基づいて委嘱された 地方公務員です。市民の方が生活する上で困難が生 じたとき、地域の身近な相談相手として福祉サービス などの紹介や助言を行い、行政や関係機関とのパイ プ役となっています。

生活の心配事や困り事など、お気軽にご相談ください。 **問 社会福祉課社会福祉班 ☎**0475(70)0330



◀令和5年度の 啓発活動

## 人権擁護委員は、法務大臣 田権尚据 子 氏 委 石 穗 たりするなど、さまざまな場 普坂 あ 氏が い 子 新任 氏再

面で活動しています。 穗坂 川名 Щ 光仁美 あい子 辰司

相談相手になって救済し 人権が侵害された場合に 人権の考え方を広めた

どの啓発活動を行っています。 委員が人権相談や人権教室な 本市では、6人の人権擁護 人権擁護委員(敬称略)

日時=6月1日出3時~15時

会場=中央公民館、白里公

閰 地域づくり課市民協働推進班 **2**0475(70)0342

で、秘密は守られます 談を実施します。相談は無料 委員の日」と定め、特設人権相 〈特設人権相談〉 毎年6月1日を「人権擁護

◇6月1日は 石川 武田 尚子 普

5月10日金に市から2か月分 に新たに認定を受けた方は、 る方および令和6年3月まで (令和6年3月分~4月分)が 手当を受給されてい

問子育て支援課児童家庭 指定口座に振り込まれます。 口座にてご確認ください。 児童扶養手当証書(緑色)に **2**0475(70)0331

# 支払 5月は児童扶養手当の 期です

各区や各自治会、または各種団体や個人な ど、多くの皆さんから、道路整備や排水対策、 交通安全など、さまざまな要望書や市長への 手紙が寄せられています。これらの要望や意見 は、今後のまちづくりの参考にするとともに、 今後の方針について検討を図っています。

主に、地域の代表である各区長や各自治会長 の皆さんからいただいています。

市民の皆さんが十分協議を行った結果、地域 で解決できない諸問題について、要望書として提 出いただき、関係各課・関係機関で協議します。 ◇市長への手紙

広聴事業の一環として、市民の皆さんの率直 なご意見やアイデアを伺い、市政に反映させるた めに行っています。郵送、ファクス、メールのい ずれかの方法で送付していただいています。

郵送・ファクスの場合は、用紙と封筒(切 手不要)を市役所受付、中央公民館、中部コミュ ニティセンター、白里出張所、老人福祉センター コスモス荘に備え置いています。

メールの場合は、市ホームページの「市長へ の手紙」からアクセスしてください。

※回答が必要な場合は、必ず氏名・住所・連 絡先を明記してください。市長への手紙の趣 旨と異なるもの(企業の活動や営業目的な ど)については、回答は致しかねますのでご 了承ください。

#### 問秘書広報課秘書広報班

**2**0475(70)0307

#### ●要望書・市長への手紙の内容と 件数(令和5年度)

	内 容	計
	道路整備・道路計画に関すること	23
	排水整備に関すること	12
•	道路安全対策に関すること	7
	交通安全対策に関すること	8
	防犯に関すること	1
	不法投棄、ごみなど環境に関すること	8
	下水道に関すること	1
	市政・市町村合併に関すること	1
	まちづくり全般に関すること	6
	福祉行政に関すること	14
	産業振興に関すること	2
	観光振興に関すること	1
•	消防防災に関すること	10
	公園に関すること	2
	公共交通に関すること	11
	教育行政に関すること	14
	情報化に関すること	2
	税金に関すること	4
	医療に関すること	5
	職員に関すること	3
	施設に関すること	7
c	ガス事業に関すること	3
	その他	26
	Δ = 1	1 1

合 計 171

# 男女共同参画だより

市では、令和3年3月に「第2次大網白里 市男女共同参画計画」を策定しました。この 計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づ く市町村計画であると同時に、「配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護等に関する法 律」(DV防止法) に基づく配偶者からの暴力 の防止および被害者の保護のための施策の実 施に関する基本計画、「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進 法) に基づく、女性の職業生活における活躍 に関する施策についての市町村推進計画として も位置付けています。

市ではこの計画に基づき、男女共同参画に 関する各種施策を推進しており、毎年度末に この計画の進捗状況を学識経験者や市民の代 表から構成される男女共同参画審議会に報告 しています。

令和5年度は、計画に目標値を盛り込んだ 41 項目のうち達成できた項目は26項目で、全 体として63.4%の達成状況となっています。

詳細な進捗状況は、市ホームページに掲載 しています。

#### 問地域づくり課市民協働推進班

**☎**0475(70)0342

# 屋外の社会体育施設の 使用時間を延長します

5月1日(水)~9月30日(月)の 5か月間、使用時間を1時間延 長し、18時まで使用できるよう になります。

▶対象施設=市営野球場、市 営テニスコート、季美の森多目 的広場、運動広場、弓道場、 市営サッカー場(芝養生期間 のため、5月7日(火)~6月7日 (金)は使用不可)

### 問 大網白里アリーナ

**2**0475 (72) 5708